

# 令和8(2026)年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

2025年12月  
金 融 庁



# ◆ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実

## 【現状及び問題点】

- NISAの抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたってNISAの利用が広がっている。
- NISAの普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISAの一層の充実を図る必要。

## ◎ つみたて投資枠の対象年齢見直し 若い層

### 【大綱の概要】

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の年齢要件を撤廃し、0～17歳間の年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

(令和9年～)

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

※ 資金の用途が子のものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

## ◆ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実

### ◎ 対象商品の拡充等 : ①対象株式指数の追加 若い層 現役層 高齢層

#### 【大綱の概要】

つみたて投資枠の対象となる指数について、

- ① 「マーケット全体を広くカバー」「市場関係者に広く浸透」という観点を踏まえ、株式指数のうち、一定のものを追加する。
- ② 一定の広がりのある地域を対象とした株式指数について、その指数のみに連動する投資信託等を対象とする。

つみたて投資枠における指定株式指数(赤枠が今回新たに追加された指数)

日本	全世界	先進国	新興国等
<ul style="list-style-type: none"> <li>• TOPIX</li> <li>• 日経平均株価</li> <li>• JPX日経インデックス400</li> <li>• MSCI Japan Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MSCI ACWI Index</li> <li>• FTSE Global All Cap Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FTSE Developed Index</li> <li>• FTSE Developed All Cap Index</li> <li>• S&amp;P 500</li> <li>• CRSP US Total Market Index</li> <li>• MSCI World Index</li> <li>• MSCI World IMI Index</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MSCI Emerging Markets Index</li> <li>• FTSE Emerging Index</li> <li>• FTSE RAFI Emerging Index</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 読売株価指数</li> <li>• JPXブライム150指数</li> </ul>	追加		

(注) 上記のほか、一定の株式指数について、他の指定指数と組み合わせが必要との要件を撤廃する。

### ◎ 対象商品の拡充等 : ②債券中心の投資信託の追加等 若い層 現役層 高齢層

#### 【大綱の概要】

- つみたて投資枠対象の公募株式投資信託について、指定指数に連動しない公募株式投資信託の要件を「主に株式に投資するもの」から、「主に株式又は公社債に投資するもの」とする。(金融庁注: リスク許容度が高くない若年層や高齢層などが投資の第一歩を踏み出せるよう、債券中心あるいはバランス型の投資信託の選択肢の充実を図るもの)
- 現状、つみたて投資枠における売買手数料はゼロとなっているところ、定期売却サービスに限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収を可能とする。(金融庁注: 資産を運用しながらその成果を活用したいニーズに応える観点から、定期売却サービスの普及に取り組む金融機関のシステム負担に配慮するもの)

# ◆ NISAに係る所在地確認の手続きの簡素化等

## 【現状及び問題点】

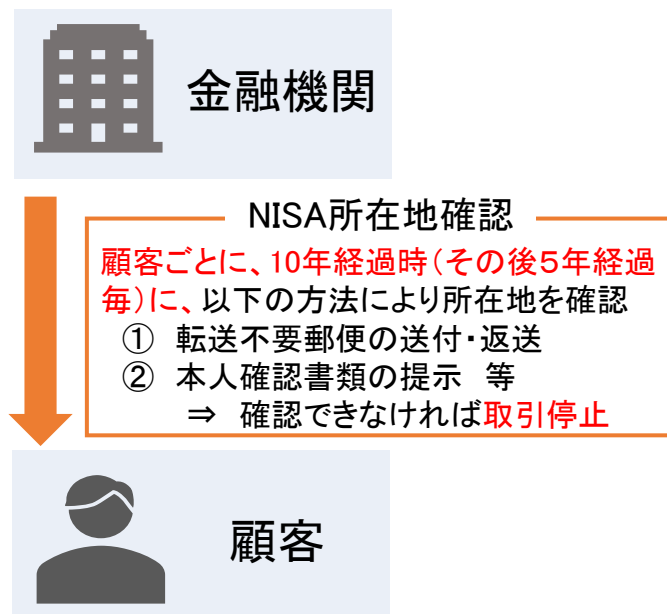
- 金融機関は、顧客が新NISA(及びつみたてNISA)の口座開設をした後、10年経過時(その後5年経過毎)に顧客の氏名及び住所を郵送等により確認することとされており、顧客および金融機関の負担が大きく、かつ、当該確認ができない場合は、新規買付が停止となり、顧客の資産形成プランに影響を及ぼすおそれがある。

## 【大綱の概要】

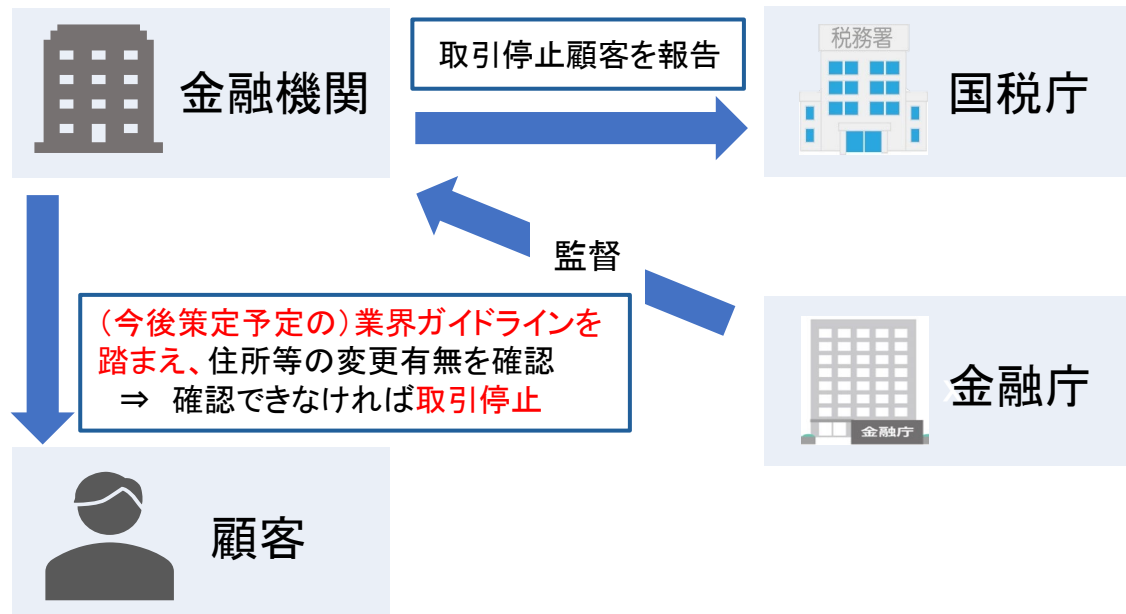
- 新NISA(及びつみたてNISA)について、金融商品取引業者等が定期的に行うNISA口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

(注)上記の廃止に伴い、金融商品取引業者等において、新NISA口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性のある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には、当該口座に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行い、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする。

## 現行制度



## 改正案



# ◆ 暗号資産取引に係る課税の見直し

## 【現状及び問題点】

- 足元、国内外の投資家による暗号資産投資の増加が指摘されているが、現在、有価証券取引等から生じる所得は基本的に分離課税が適用される一方、暗号資産取引から生じる所得は総合課税の対象とされている。
- 昨年公表された税制改正大綱において、投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討するとされたことを踏まえ、所要の検討を進める必要。
- 併せて、諸外国の動向を踏まえ、我が国でも暗号資産ETFの組成を可能とするための検討を税制面を含めて行う必要。

## 【大綱の概要】

- 金融商品取引法等の改正を前提に、以下の措置等を講ずる。
  - ・ 居住者が、暗号資産取引業者(仮称)が取扱う暗号資産を、暗号資産取引業者に対して譲渡等をした場合には、その譲渡所得については、分離課税とする。
  - ・ 暗号資産取引業者が取扱う暗号資産を、原資産とした暗号資産デリバティブ取引を分離課税とする。
  - ・ 暗号資産ETF等については、投信法施行令の改正を前提に、分離課税とする。
  - ・ 分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については、3年間の繰越控除を認める。
  - ・ 暗号資産取引業者に対し、暗号資産取引に係る報告書の税務当局への報告義務を整備する。

## 【制度概要 (所得税+住民税)】

上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20%	譲渡所得	申告分離課税 20%	雑所得	申告分離課税 20%
一定の暗号資産(※1)		一定の暗号資産(※1)を 投資対象とするETF		一定の暗号資産(※1)を 原資産としたデリバティブ	
雑所得 ⇒譲渡所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%	現在は組成不可(政令改正必要) ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20%		雑所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%

※1 暗号資産取引業者が取扱う暗号資産

※2 復興特別所得税除く

# ◆ 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等 〔金融庁主担、農林水産省・厚生労働省・経済産業省が共同要望〕

## 【現状及び問題点】

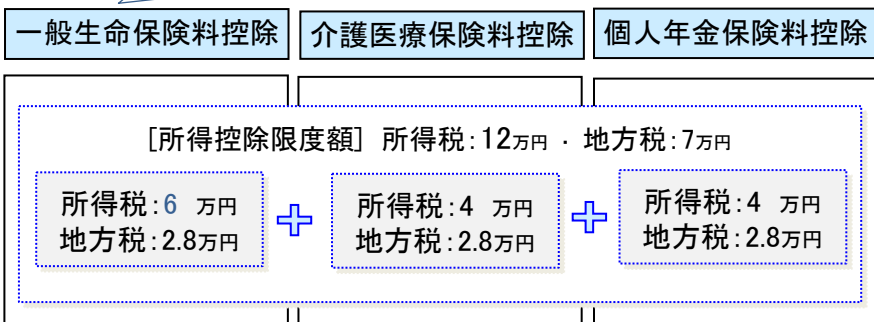
- こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、子育て世帯には様々な保障ニーズが存在しており、子育て支援の観点からは、子育て世帯が将来に向けた保障を安定的に継続して確保できる環境を整備することが求められる。
- こうした点を踏まえれば、現行、1年間の時限措置として認められた生命保険料控除制度の拡充措置（23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料に係る所得控除（原則4万円）に2万円の上乗せ）について恒久化するなどの対応を行うことが必要。

## 【大綱の概要】

- 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除制度の拡充措置の適用期限を1年延長する。

## 【現行（令和8年の時限措置）】

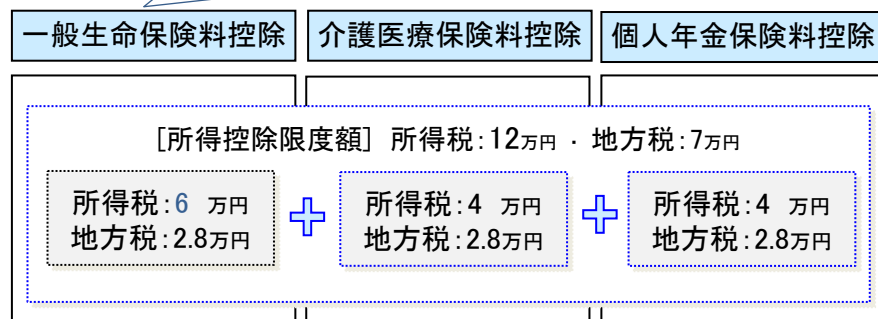
23歳未満の扶養親族を有する場合



## 【改正後（令和9年までの時限措置）】

23歳未満の扶養親族を有する場合

※措置の内容は変更無し



# ◆ 金融所得課税の一体化 (金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [農林水産省・経済産業省が共同要望]

## 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

## 【大綱の概要】

- デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

## 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

## ◆ 投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長

### 【大綱の概要】

- 対象となる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、再生可能エネルギー発電設備の取得期限を5年延長する。

## ◆ 外国組合員に対する課税の特例の見直し〔経済産業省主担〕

### 【大綱の概要】

- 日本にGP(無限責任でファンドの運営を行う組合員)がいるファンドに対して、海外投資家がLP(有限責任で投資を行う組合員)として出資する場合の課税の特例に関する要件を以下の通り見直す。
  - ① 組合財産に対する持分割合が25%未満であることについて、いわゆる諮問委員会を設置している場合、その割合を50%未満に引き上げる。
  - ② 業務執行行為を行わないことについて、業務執行行為の範囲から利益相反取引の承認等を除外する。
  - ③ 他にPE(恒久的施設)帰属所得を有さないことについては廃止する。

## ◆ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

### 【措置の概要】

- ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用申請に係る実務上の課題に対応するため、居住者証明書の提示・提出に係る手続きの明確化など運用上の措置を講ずる。